

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第71号 岩国市営改良住宅条例の一部を改正する条例

議案第75号 岩国市都市公園条例の一部を改正する条例

以上2議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第75号 岩国市都市公園条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、今回、有料公園施設として陸上競技場等が追加されることになるが、同じく有料公園施設として昨年11月から供用開始されている野球場等の利用状況等について質疑があり、当局から、「利用者数は、本年3月までで、日米を合わせて8,982人となっている。施設の運営経費は、双方が応分の負担をすることとしており、このうち光熱水費については平成29年度における市側の支出額は約181万円となっている。また、施設使用料については、日本側の利用者のみが負担し、米側の利用者は負担していない」との答弁がありました。これを受けて委員中から、「日本側の利用者のみが施設使用料を負担している状況は、問題があるものとする」との意見がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。